ハ　次の表の㈢項に掲げる規定に係る変更をしようとする場合　別表第三(い)欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の(ろ)欄に掲げる額の四分の一

ニ　次の表の㈠項及び㈡項に掲げる規定に係る変更をしようとする場合（イ又はロに掲げる場合を除く。）　別表第三(い)欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の(ろ)欄に掲げる額の五分の四

ホ　次の表の㈠項及び㈢項に掲げる規定に係る変更をしようとする場合（イ又はハに掲げる場合を除く。）　別表第三(い)欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の(ろ)欄に掲げる額の五分の四

ヘ　次の表の㈡項及び㈢項に掲げる規定に係る変更をしようとする場合（ロ又はハに掲げる場合を除く。）　別表第三(い)欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の(ろ)欄に掲げる額の二十分の九

(一)	(略)	
(二)	法第二十一条から法第二十三条まで、法第二十五条から法第二十七条まで、法第三十五条の二、法第三十五条の三、法第三章第五節（法第六十一条中門及び塀に係る部分、法第六十四条並びに法第六十六条を除く。）、法第六十七条第一項（門及び塀に係る部分を除く。）及び法第八十四条の二並びに令第四章、令第五章（第六節を除く。）、令第五章の二、令第五章の三、令第七章の二（令第百三十六条の二第五号を除く。）及び令第七章の九の規定	
(三)	法第二十八条（第一項を除く。）、法第二十八条の二から法第三十条まで、法第三十一条第一項、法第三十三条及び法第三十四条並びに令第二章（令第十九条、令第二十条及び令第三十一条から令第三十五条までを除く。）及び令第五章の四（令第百二十九条の二の四第三項第三号を除き、令第百二十九条の二の三第一項及び令第百二十九条の二の四第二項第六号にあつては国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。）の規定	

六～八　（略）

3～7　（磁気ディスク等による手続）

第十一条の三　特定行政庁が指定した区域内においては、次の表の(い)欄に掲げる申請書、届出書、報告書、届出、通知書又は計画書については、(ろ)欄に掲げる書類に代えて、特定行政庁が定める方法により当該書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスク等であつて、特定行政庁が定めるものによることができる。

(い)	(ろ)
（略）	
第十条の四第一項の申請書（法第八十五条第三項、第五項若しくは第六項又は法第八十七条の三第三項、第五項若しくは第六項の規定に係るものを除く。）	別記第四十三号様式の第一面（「申請者の欄」及び「設計者の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）、第二面及び第三面による書類

ハ　次の表の㈢項に掲げる規定に係る変更をしようとする場合　別表第三(い)欄に掲げる手数料は、それぞれ同表の(ろ)欄に掲げる額の四分の一

ニ　次の表の㈠項及び㈡項に掲げる規定に係る変更をしようとする場合（イ又はロに掲げる場合を除く。）　別表第三(い)欄に掲げる手数料は、それぞれ同表の(ろ)欄に掲げる額の五分の四

ホ　次の表の㈠項及び㈢項に掲げる規定に係る変更をしようとする場合（イ又はハに掲げる場合を除く。）　別表第三(い)欄に掲げる手数料は、それぞれ同表の(ろ)欄に掲げる額の五分の四

ヘ　次の表の㈡項及び㈢項に掲げる規定に係る変更をしようとする場合（ロ又はハに掲げる場合を除く。）　別表第三(い)欄に掲げる手数料は、それぞれ同表の(ろ)欄に掲げる額の二十分の九

(一)	(略)	
(二)	法第二十一条から法第二十三条まで、法第二十五条から法第二十七条まで、法第三十五条の二、法第三十五条の三、法第三章第五節（法第六十一条及び法第六十二条第二項中門及び塀に係る部分、法第六十六条並びに法第六十七条の二を除く。）、法第六十七条の三第一項（門及び塀に係る部分を除く。）及び法第八十四条の二並びに令第四章、令第五章（第六節を除く。）、令第五章の二から令第五章の三まで、令第七章の二及び令第七章の九の規定	
(三)	法第二十八条（第一項を除く。）、法第二十八条の二から法第三十条まで、法第三十一条第一項、法第三十三条及び法第三十四条並びに令第二章（令第十九条、令第二十条及び令第三十一条から令第三十五条までを除く。）及び令第五章の四（令第百二十九条の二の五第三項第三号を除き、令第百二十九条の二の四第一項及び令第百二十九条の二の五第二項第六号にあつては国土交通大臣が定めた構造方法のうちその指定する構造方法に係る部分に限る。）の規定	

六～八　（略）

3～7　（磁気ディスク等による手続）

第十一条の三　特定行政庁が指定した区域内においては、次の表の(い)欄に掲げる申請書、届出書、報告書、届出、通知書又は計画書については、(ろ)欄に掲げる書類に代えて、特定行政庁が定める方法により当該書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスク等であつて、特定行政庁が定めるものによることができる。

(い)	(ろ)
（略）	
第十条の四第一項の申請書（法第八十五条第三項、第五項又は第六項の規定に係るものを除く。）	別記第四十三号様式の第一面（「申請者の欄」及び「設計者の欄」に記載すべき事項に係る部分に限る。）、第二面及び第三面による書類